

富津市分別収集計画

令和 7 年 8 月

千葉県富津市

目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分 (法第8条第2項第3号)	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10
《特記事項》	10

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の中で大きなウェイトを占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、埋立処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ①市民・事業者・行政側の各立場における役割を明確にし、ごみの排出抑制を行う。
- ②市民・事業者・行政が一体となり容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくりを行う。
- ③廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全を行う。
- ④循環型廃棄物処理施設の整備を行う。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール、アルミ、無色ガラス、茶色ガラス、その他のガラス、P E Tボトル、その他プラスチック製容器包装、紙パック、段ボール、その他の紙製容器を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
主としてスチール製の容器	72	71	70	69	68
主としてアルミニウム製の容器	116	114	112	111	109
無色のガラス製容器	275	271	267	263	258
茶色のガラス製容器	101	100	98	97	95
その他のガラス製容器	39	38	38	37	37
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	405	399	393	387	381
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1, 260	1, 241	1, 221	1, 202	1, 183
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	72	71	70	69	68
主として段ボール製の容器	1, 014	998	983	967	952
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	550	542	534	525	517
合　　計	3, 905	3, 846	3, 787	3, 727	3, 668

※小数点以下を四捨五入しているため内訳と合計は一致しない場合がある。

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施するにあたっては、市民・事業者・行政側がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力連携を図っていくこととする。

(1) 市民における役割

- ①使い捨て商品の使用を極力抑え、再生品の利用拡大を図る。
- ②簡素な包装商品の選択を行う。
- ③買物袋などを持参して買物を行う。
- ④集団資源回収等の市民活動に積極的に参加し、循環型廃棄物処理の形成を推進する。

(2) 事業者における役割

- ①流通・販売での過剰包装の抑制を積極的に行う。
- ②リサイクル型商品、包装材及び再生品の普及を行う。
- ③販売した商品の自主回収の促進を行う。
- ④事業活動に伴うごみの減量化・再資源化の促進を図る。

(3) 行政における役割

- ①廃棄物の処理、減量化及び再利用に関する情報を収集し、研究の充実を図る。
- ②市民・事業者に対し、自主的なリサイクル活動の促進を図る。
- ③市民・事業者に対し、廃棄物減量化についての指導等の徹底を図る。
- ④市民・事業者に対し、広報誌等あらゆる機会を通じ減量化及び再利用に関する情報を提供する。
- ⑤市民・事業者に対し、ごみ処理の実態を示し、リサイクル推進の必要性を認識させ、協力体制の強化を図る。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分（法第8条第2項第3号）

本市で分別収集するために必要な機材や作業員などの確保、分別するための処理施設の整備状況等を勘案して定めた収集に係る分別の区分を以下に示す。

分別収集する容器包装廃棄物の種類と分別の区分

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	缶 ガラスびん P E Tボトル
主としてポリエチレンテレフタレート（P E T）製の容器であって飲料、しようゆ等を充てんするためのもの	※1
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外	その他プラスチック製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙製容器

※1 缶・びん・P E Tボトルの3種類は、混合収集する。

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位: t)

区分		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
缶	スチール		55		54		53		53		52
	アルミ		85		84		83		82		80
	小計		140		138		136		135		132
ガラスびん	無色びん		96		94		93		91		90
		96	0	94	0	93	0	91	0	90	0
	茶色びん		94		93		91		90		88
		94	0	93	0	91	0	90	0	88	0
	その他びん		39		38		38		37		37
		39	0	38	0	38	0	37	0	37	0
小計			229		225		222		218		215
プラスチック類	P E T ボトル		177		174		171		169		166
		177	0	174	0	171	0	169	0	166	0
	その他プラスチック製容器		193		190		187		184		181
		193	0	190	0	187	0	184	0	181	0
小計			370		364		358		353		347
紙製	紙パック		4		4		4		4		4
	段ボール		239		235		232		228		224
	その他の紙製容器		4		4		4		4		4
		0	4	0	4	0	4	0	4	0	4
小計			247		243		240		236		232
合計			986		970		956		942		926

注: 2段に記載された上段部分は、市全体の排出量。下段部分の左側は、指定法人による処理量、右側は、市処理予定量を表している。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の個別収集実績（表3）割合×集団資源回収を除いた各年度の総排出量見込み（表1）

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市では、現在、缶、びん、P E Tボトル及び紙類、その他プラスチック製容器を容器包装廃棄物として分別収集している。

収集・運搬の段階、選別・保管の段階の実施者について下記に示す。

収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	
缶	スチール	市による定期回収 (委託業者)	民間業者
	アルミ	市による定期回収 (委託業者)	民間業者
		住民による集団回収	民間業者
ガラス びん	無色ガラス	市による定期回収 (委託業者)	民間業者
	茶色ガラス		
	その他ガラス	住民による集団回収	民間業者
プラスチック類	P E Tボトル	市による定期回収 (委託業者)	民間業者
	その他プラスチック製容器	市による定期回収 (委託業者)	民間業者
紙類	紙パック	市による定期回収 (委託業者)	民間業者
		住民による集団回収	

紙類	段ボール	市による定期回収 (委託業者)	民間業者
		住民による集団回収	
	その他の紙製容器	市による定期回収 (委託業者)	民間業者
		住民による集団回収	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶、びん、P E Tボトル及び紙類、その他プラスチック製容器については、民間委託し、民間処理施設で選別、圧縮、保管している。

また、令和5年6月に策定した「富津市一般廃棄物処理施設整備基本構想」に基づき、次期環境センター事業の業務形態や施設の位置、業務委託の可能性などを検討する。

収集に係る分別の区分		収集容器	収集車両	中間処理
缶	スチール	指定袋	2 t ダンプ車	選別・圧縮・保管
	アルミ			
ガラスびん	無色ガラス	指定袋	2 t ダンプ車	選別・ストックヤード
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
プラスチック類	P E Tボトル	指定袋	2 t ダンプ車	選別・圧縮・保管
	その他プラスチック製容器	指定袋	2 t パッカー車	選別・圧縮・保管
紙類	紙パック	袋又は縛る	2 t 平ボディ 及び 2 t ダンプ車	選別・圧縮・保管
	段ボール			
	その他の紙製容器			

分別に必要な施設計画を下表に示す。

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類	施設等の仕様(形状、形式、能力、数量等)及び整備計画	管理主体等	参考欄(現有施設状況)
(排出段階)				
1. 排出容器	①缶・びん P E Tボトル	材料：高密度ポリエチレン 容量：30リットル	市	平成10年度から缶・びん・P E Tボトル混合収集を実施
1-1 指定袋	②その他プラスチック製容器	材料：高密度ポリエチレン 容量：45リットル	市	平成16年度から実施
2. 収集場所	①缶・びん P E Tボトル ②その他プラスチック製容器 ③紙パック・段ボール・その他 の紙製容器	既存ステーションを利用	市民	
(運搬段階)				
1. 専用車両	①缶・びん P E Tボトル	形状：ダンプ車 積載量：2t 台数：4台	委託	
1-1 収集車両	②その他プラスチック製容器	形状：パッカー車 積載量：2t 台数：8台	委託	
	③紙パック・段ボール・その他 の紙製容器	形状：ダンプ車及び 平ボディ 積載量：2t 台数：4台	委託	

施設の種別	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類	施設等の仕様(形状、形式、 能力、数量等) 及び整備計 画	管理 主体 等	参考欄 (現有施設状況)
(中間処理 段階)	①缶 (スチール 缶・アルミ缶の 選別処理)	主要機器：ベルトコンベア、磁力選別機、アルミ選別機、圧縮機 能力：11.6 t / 8h 数量：2機	民間 業者	令和7年10月 から缶・びん・ P E Tボトル 選別処理委託
	②びん	主要機器：ベルトコンベア 手選別 数量：1機		
	③P E Tボトル	主要機器：ベルトコンベア 手選別 能力：4 t / 8h 数量：1機		
	④その他プラス チック製容器	主要機器：ベルトコンベア 手選別 能力：37.56 t / h 数量：1機		
1. 再生施設 1-1 選別・ 圧縮設備	①スチール缶・ アルミ缶 (ベール)	形状：屋内ストックヤード ストックヤードスペース： $5m \times 12m \times 2m = 120 m^3$	民間 業者	
	②びん	形状：屋内ストックヤード ストックヤードスペース： $7.8m \times 4m \times 2m = 62.4 m^3$	民間 業者	
	③P E Tボトル	形状：屋内ストックヤード ストックヤードスペース： $2.5m \times 10m \times 2.3m = 57.5 m^3$	民間 業者	
	④その他プラス チック製容器	形状：屋内ストックヤード ストックヤードスペース： $2.5m \times 10m \times 3m = 75 m^3$	民間 業者	
1-2 ストック ヤード	①スチール缶・ アルミ缶 (ベール)	形状：屋内ストックヤード ストックヤードスペース： $5m \times 12m \times 2m = 120 m^3$	民間 業者	
	②びん	形状：屋内ストックヤード ストックヤードスペース： $7.8m \times 4m \times 2m = 62.4 m^3$	民間 業者	
	③P E Tボトル	形状：屋内ストックヤード ストックヤードスペース： $2.5m \times 10m \times 2.3m = 57.5 m^3$	民間 業者	
	④その他プラス チック製容器	形状：屋内ストックヤード ストックヤードスペース： $2.5m \times 10m \times 3m = 75 m^3$	民間 業者	

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（1）広報・市民啓発

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくため、「ごみの収集カレンダー」や「ごみ分別ガイドブック」の配布、ごみ出しおたすけアプリ「さんあ～る」等の活用により、市民や事業者向けに情報提供を行う。

また、ごみの減量化、資源化についての市民等の理解や関心を深めるため、職員による出前講座を実施する。

（2）集団資源回収の促進

資源ごみの回収を実施した団体及び資源ごみの引き取りを行う組合等に対して助成金を交付し、リサイクル活動の活性化を図る。

（3）廃棄物減量等推進審議会の設置

市民、事業者、学識経験者等から構成する富津市廃棄物減量等推進審議会を設置し、ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項等について調査及び審議する。

（特記事項）

容器包装廃棄物の排出見込み量の考え方

当市では、定期的な一般廃棄物の組成調査を実施していないため、各容器包装廃棄物の潜在比率は、市町村分別収集計画策定の手引きに示されている、表2-3-1の「ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」のうち、人口規模が近く、且つ、直近年度の比率が掲載されているE市の比率を用いることとした。

なお、「その他のガラス製容器」については、E市比率が当市の直近年度の分別基準適合物等の個別収集実績割合を下回るため、当市の直近年度の分別基準適合物等の個別収集実績割合を乗じて見込み量を算定した。

表1 富津市の一般廃棄物排出量・見込み

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
計画収集人口（人）	40,166	39,566	38,966	38,366	37,766	37,166
年間総排出量（t）	14,803	14,581	14,360	14,139	13,918	13,697
うち集団資源回収（t）	104	102	101	99	98	96

※計画収集人口は、令和7年4月1日時点の住民基本台帳人口に「富津市人口ビジョン2050」から算出した各年の変動幅を加除したもの。

容器包装廃棄物の潜在比率

種類		構成割合 (重量比%)	種類		構成割合 (重量比%)
金属	スチール製容器	0.5	プラスチック類	P E Tボトル	2.8
	アルミ製容器	0.8		その他プラスチック類(含む白色トレイ)	8.7
	小計	1.3		小計	11.5
ガラス	無色ガラス	1.9	紙類	飲料紙製容器包装	0.5
	茶色ガラス	0.7		段ボール	7.0
	その他ガラス	0.27		その他紙製容器	3.8
	小計	2.87		小計	11.3
容器包装廃棄物全体 26.97%					

表2 富津市の収集量の推移

(単位…収集量: t)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	平均
スチール 製容器	収集量	75.85	69.75	60.76	59.78	55.21	64.27
	前年比		0.92	0.87	0.98	0.92	0.92
アルミ製 容器	収集量	100.55	99.42	87.32	89.62	86.59	92.70
	前年比		0.99	0.88	1.03	0.97	0.96
ガラスび ん	収集量	259.27	227.50	240.28	224.37	231.18	236.52
	前年比		0.88	1.06	0.93	1.03	0.97
無色	収集量	99.55	88.11	96.07	83.74	96.79	92.85
	前年比		0.89	1.09	0.87	1.16	1.00
茶色	収集量	110.59	99.49	105.20	91.48	95.17	100.39
	前年比		0.90	1.06	0.87	1.04	0.97
その 他	収集量	49.13	39.90	39.01	49.15	39.22	43.28
	前年比		0.81	0.98	1.26	0.80	0.96
P E T ボ トル	収集量	166.87	172.95	160.59	188.07	179.25	173.55
	前年比		1.04	0.93	1.17	0.95	1.02
その他のプラスチ ック製容器包装	収集量	174.75	193.99	197.79	197.30	195.09	191.78
	前年比		1.11	1.02	1.00	0.99	1.03
飲料用紙製 容器包装	収集量	4.98	4.62	4.16	5.68	4.74	4.84
	前年比		0.93	0.90	1.37	0.83	1.01
段ボール	収集量	241.56	249.54	247.37	252.19	242.50	246.63
	前年比		1.03	0.99	1.02	0.96	1.00
その他の紙 製容器包装	収集量	5.46	5.01	44.70	5.05	4.24	12.89
	前年比		0.92	8.92	0.11	0.84	2.70
計	収集量	1,029.29	1,022.78	1,042.97	1,022.06	998.80	1,023.18
	前年比		0.99	1.02	0.98	0.98	0.99

※前年比は小数点以下第3位を四捨五入している。

表3 令和6年度実績

項 目	令和6年度	
	収集量 (t)	構成比率 (%)
ごみ総量	14,692.43	—
スチール缶	55.21	0.38
アルミ缶	86.59	0.59
無色びん	96.79	0.66
茶色びん	95.17	0.65
その他びん	39.22	0.27
P E Tボトル	179.25	1.22
その他プラスチック類	195.09	1.33
飲料用紙製容器 (アルミ使用なし)	4.74	0.03
段ボール	242.50	1.65
その他の紙製容器	4.24	0.03